

氏の変更許可の申立てについて

新潟家庭裁判所

はじめに

「やむを得ない事由」があつて戸籍上の氏（氏名のうち氏の部分）を変更するには、家庭裁判所の許可を得る必要があります（戸籍法107条1項）。どのような場合に「正当な事由」があると認められるかは、申し立てられた事件について家庭裁判所が判断することになります。

申立てに当たって必要なもの

申立書……………必要事項を記入したもの

収入印紙……………800円

郵便切手……………500円×2枚、110円×5枚、100円×1枚、10円×1枚

添付書類……………申立人の戸籍謄本 1通

（その他必要に応じて指示します。）

申立書の記入の仕方について

この説明書及び記入例を参考にしてください。

申立人について

申立人は、氏を変更しようとする戸籍の筆頭者です。筆頭者が婚姻しているときは、夫婦で申立てをすることになります。

また、申立人と同籍する15歳以上の子については、同意書が必要となります。

申立書等の提出先について

提出先は、申立人の住所を管轄する家庭裁判所です（分からないときは、最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。）。

申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所は、申立てについて審理するために申立人に対して一定の事柄を書面で照会したり、直接事情をお尋ねする場合があります。裁判所からの照会や呼出しには、必ず応じてください。

なお、氏を変更する正当な事情があることを証明できるような資料（例えば、通姓として永年使用していたことが明らかになるような手紙類、卒業証書、名簿等）があれば用意しておいてください。

申立てについて、分からないことがありましたら、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

〒 9 5 1 - 8 5 1 3

新潟市中央区川岸町1丁目54番1

新潟家庭裁判所

☎ 025(333)0131

025(333)0133